

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則
第 48 条第 2 項の規定に関する認定基準

令和 4 年 4 月 1 日

第 1 適用の範囲

この認定基準は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年農林水産省・国土交通省令第 6 号。以下「主務省令」という。）第 48 条第 2 項の規定に該当するものについて、適用する。

第 2 認定基準

（敷地と道との関係）

- 1 畜舎等の敷地は、次の各号のいずれかに該当すること。
 - （1）敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地と 2 メートル以上接すること。
 - （2）農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員 4 メートル以上のものに限る。以下「農道等」という。）と 2 メートル以上接すること。
 - （3）敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。
 - （4）敷地と農道等が水路又は河川（以下「水路等」という。）で分断（幅 1 メートル以下の場合を除く。）されている場合は、水路管理者による占用許可等を得て、幅 2 メートル以上の架橋等を設置していること。

（建築物の基準）

- 2 建築物は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号）第 2 条第 1 項に規定される畜舎等であること。

（道の関係権利者の承諾書）

- 3 主務省令第 48 条第 2 項の規定による認定に係る道が、第 2 の 1 各号に掲げる基準に適合する場合にあつては、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、次の各号に掲げる者の承諾書が当該認定申請書に添えられていること。ただし、当該道が公的機関が管理する道である場合は、この限りではない。
 - （1）道の敷地となる土地の所有者
 - （2）道の敷地となる土地に関して権利を有する者
ただし、権利を有する者とは、所有権、地上権、賃借権、抵当権、永小作権、地役権、質権、先取特権等の権利を有する者（保全処分の対象となっている場合はその保全処分をしたものを含む。）とする。
 - （3）道を第 2 に掲げる基準に適合するように管理する者

附 則

- 1 この認定基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。